

日本における資本主義と家

三 戸 公

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 序 問題の提起 | 5 家の論理と個別資本 その1—財閥 |
| 1 家の解体——資本主義の成立 | 6 家の論理と個別資本 その2—経営家族主義 |
| 2 家的法体系の構築 | 結 言 |
| 3 家の「倣い拡大」 | |
| 4 日本資本主義の担い手とその精神（以上本号） | |

序 問題の提起

日本的経営とは終身雇用・年功制・企業別組合を要素とする経営である、という把らえ方が一般化し、定着してしまっている。だから終身雇用や年功制が変動しつつある昨今の状況を日本的経営の崩壊とか終焉などと言われたりしている¹⁾。日本的経営を諸外国とりわけ欧米の経営に対して、日本企業の行動様式・経営様式の相違する諸要素の総体を表現する言葉であるとすれば、終身雇用・年功制はその一要素にすぎないものであり、しかも日本的経営を特徴づける決定的要因でさえもない。かりに、要素を一つだけあげよというなら、私は終身雇用・年功制などの基礎をなす新規学卒一括採用をあげたい。新規学卒一括採用があってはじめて、年功制も終身雇用もあるし、企業内教育・ローテーション人事・企業忠誠心・帰属意識等々が成立してくるのである²⁾。

それはさておき、私は日本企業の特徴的在り方を「家の論理」でもってとらえる。欧米の企業がおおむね資本の論理で把握されるのに対して、日本の企業は資本の論理とともに家の論理が流れていると把握する。

家の論理とは、いかなるものであるか。そして、欧米の企業は資本の論理で動いているのに、何故日本の企業には資本の論理とともに家の論理が流れているのか。

家は血統集団・血縁集団ではなく、生活集団であり、消費単位と生産単位の合体物、家計と経営との合体物である、と把握する。家をそのようなものであると把握すると、現在の日本の

1) 津田真澄は最近著『日本的経営はどこに行くのか』PHPで、次のように言っている。「終身雇用慣行を思想通りに実現した会社はすこみがある。この慣行を会社の外枠にして、社員の生活の活力を会社のために注がせるための経営システムを日本の会社は開発してきた。これが外国にはほとんど例をみない〈日本的経営〉の経営システムだ。」「原型の思想から遠ざかってゆくと、どこかで原型とは似ても似つかぬところに来てしまう。ここが終身雇用慣行の限界だ。いまがこの限界に来た時期だ」(「はしがき」より)

2) 拙著『会社ってなんだ』光文社で、新規学卒一括採用の位置と意味を論じている。

企業は消費単位であると同時に生産単位であるといったものではないから、それは家ではない。では、何故、家でない企業に家の論理が流れている、ということがありうるのか。また、そのようなことを言うことが可能であるのか。企業も経営体であり、家も経営体である。企業は利潤を目的とした経営体であり、家は消費のための経営体であり、家の維持繁栄を目的とした経営体である。企業も家も、ともに経営体であり、維持繁栄を目的とした経営体の在り方・論理たる家の論理が企業の中に流れることは可能であり、現に流れている、というのである。家は血縁集団ではなく経済的集団である。

家は村落とともに共同体としての性格をもった経済集団であり、家共同体そして村落共同体は資本制生産に先行する形態であって、典型的なかたちからいえば資本制生産の成立・発展とともに解体・消滅してゆくものである。

資本制生産は、生産手段から切り離された自由な労働者を前提とする。家においては、諸個人は家に緊縛せられている。家は家産と家族とをもって家業を営む。資本制社会は生産単位と消費単位との合体物としての家共同体の解体なくしては成立しえない。資本制社会は、生産手段の所有者としての資本家と資本家に自分の所有する労働力を売って、資本家のもつ生産手段を媒介して労働を実現し、賃銀で彼と彼の妻子の生活を支える近代的市民によってなり立っている。諸個人が家の一員として労働し、消費生活を営んでいるかぎり、資本制生産はありえない。家は資本制生産の先行形態であり、資本制生産の成立・発展とは家の解体・消滅の過程でもある。

家共同体を秩序づけているものは、慣習であり、伝統である。その秩序は多くは自然発生的なものであり、それを基礎として成立し、固定化したものである。だが、資本制社会における秩序は、自然的なものではなくすぐれて意思的なものである。実質的にはともかく形式的には自由で平等な権利義務の主体としての諸個人によって形成せられる社会であり、それを保証し、秩序づけるものは法である。家共同体の秩序と資本制社会における秩序とは、自然的なものに対して意思的なもの、伝統的なものに対して法的なものとの真向から対比できる。

では、欧米においては資本制生産の成立展開とともに家は解体してしまっており、企業は資本の論理によって動いているのに、何故日本においては資本主義もすでに独占段階に達し、さらには脱資本主義とまでいわれるような状況にたち到っている現在の日本企業において、なお家の論理の存在をみるのであろうか。これが問題である³⁾。

この問題は、二段に分かれる。第一段は、明治維持を契機として資本制生産の原始蓄積がなされ、日清戦争前後には資本制生産はおおむね確立せられ、日露戦争以後いち早く独占資本主

3) 本稿は、拙稿「日本における家の解体——家は解体したか」(「東洋大学大学院紀要」第24集)に直接続くものである。この稿の目次は「はしがき、Ⅰ. 日本の家とウェーバーの家共同体の概念、Ⅱ. ウェーバーの家共同体の解体論(以上本号)、Ⅲ. 日本における家の解体——家は解体したか、むすび」となっている。

義段階に入って行ったと一般的に言われる程、資本主義が発展したというのに、資本制企業の内部に家の論理が残存し、働らいていたのは何故か。第二段は、満州事変・支那事変・大東亜戦争と十五年戦争を戦かって敗れ、占領軍によって日本人自身の手によっては到底できない程の民主化措置＝封建的諸要素の一掃措置がとられたにもかかわらず、そして欧米先進諸国に追いつき追いこした産業社会となった現在、なおも企業の内部に家の論理が強固に存在しているのは何故であるか。

この二段の問題すなわち、明治維新を契機とする資本主義の発展にもかかわらず何故家の論理は残ったか、そして敗戦後の民主化措置にも拘わらず何故家の論理は存在するのか、この二段の問題のうち第一段の問題はほとんど答えられている。日本資本主義分析は日本資本主義の特殊性を前近代的なものに残存において把握し、封建遺制に関する論争を展開しているし、民法においては明治民法が家族制度としての家を法制化した経緯と意義を論じ、政治学は天皇制国家の家的・共同体的性格を論じ、社会学もまた家の実態調査、経営史学の業績、個人の家による阻害の状況も専門的に論じられ、諸文献まさに汗牛充棟の形容詞が適わしい。

家は前近代的なものであるが、日本の資本主義は資本主義に先行する封建的なものを残存せしめた。日本の近代化は前近代的なものを引きずりながら進行したと把握すれば、第一段の解答は出ている。むしろ、家という前近代的なものを残存せしめそれを利用するところに日本資本主義の特徴があったこと、すでに解明しつくされている感さえある。では、何故、前近代的なものの一掃せられた第二次大戦後の日本において家の論理が存在しているのであるか。この第二段の問題は未だ積極的には真正面から問題とせられたことはないし、したがってまた、体系的には答えられてはいない。それはほとんどの研究者が戦後の日本の企業に家の論理が流れているという見方を積極的に展開していないからである。

第二段の問いに向かう前に、先学の業績に学び、第一段の問いに答えることにしたい。そこには、特に新しいものはない。とくに、「1. 日本における資本主義の成立」については新しいものは何一つない。小論の意義は、各分野の諸先学の業績を素材としながら、私の家概念・家の論理の連続と非連続の観点から、明治維新・日本資本主義の成立をみたにすぎない。だが、そこには資本主義の成立によって必然的に進行する家の解体、にもかかわらず前近代的な家の論理によって打ち立てられた憲法から民法にいたる法体系とそれらを支える教育勅語を基幹とする教育体制の形成、そしてそのような家的法体系を形成せしめざるをえない家論理の連続に立脚した明治維新、更には家の解体と家的法体系の矛盾の克服と破綻のドラマが画かれるはずである。

2. 家の解体—資本主義の成立

ごく大ざっぱに言って、日本は明治維新を契機として、封建制社会から資本制社会へ、伝統的支配の社会から法的支配の社会へ、幕藩体制から立憲的近代国家へと移行して行った。それ

は、必然的に前資本制的形態たる家共同体、伝統的支配の秩序たる家、幕藩体制の構成的単位としての家の解体過程でもあった¹⁾。

幕藩体制は、個人を独立的存在として取扱わない。個人を家に従属するものとし、家を社会的な単位とした。家は武家・農家・手工家・商家の士農工商の四者に区分され、人はそれぞれの身分的に格付けされた家に属する者とせられていた。基本的な関係は八割を占める農民と農民より年貢をとりたてる統治者たる武士であり、この自然経済体制の脇役として存在し次第に増大してゆく貨幣経済の担い手としての商人という社会構造である。

資本制社会の成立は、士農工商の身分制の撤廃、人口の約8割をしめた農民層の分解・農家の解体、賃労働者の創出の過程である。ちなみに、明治6年の族籍別人口構成を掲げておこう。

第1表 族籍別人口構成

族 籍	明治6年		明治13年	
	人 員	百 分 比	人 員	百 分 比
平 民	31,106,516	93.41%	33,765,530	93.91%
華 族	2,829	} 5.70%	3,073	} 5.40%
士 族	1,548,568		1,838,486	
卒	343,881			
僧 侶	66,995	} 0.87%		
旧神官	77,499			
不 詳			318,187	0.88%
総 計	33,298,286	100%	35,925,313	100%

平野義太郎『日本主義社会の機構』岩波書店、9頁より

封建的諸拘束の撤廃の過程の主だったものを挙げてみよう。

明治元年（1868）明治天皇、五箇条の誓文の宣誓、誓文具体化の為の政体書、身分制撤廃、

農民の土地所有の許可、三権分立の原則その他、

明治2年 版籍奉還

明治3年 家禄奉還、平民の苗字許可

明治4年 廃藩置県 布告

穢多非人の称廃止、

田畑勝手作り（農民の耕作物の選択の自由の許可）

華士族の職業選択の自由の布告

明治5年 土地永代売買禁止の制の撤廃、

1) この節の叙述は、何一つ新しいことはない。明治維新以後の展開せられた資本主義の原始的蓄積の過程、資本主義の形成について、以下の論述の必要上、素描を試みたものである。主として参照した文献・岡崎次郎・楯西光速・倉持博編『日本資本主義発達史年表』河出書房、平野義太郎『日本資本主義の機構』岩波書店、楯西光速『日本経済史』お茶の水書房、E・H・ノーマン『日本における近代国家の成立』時事通信社、隅谷三喜男『日本資本主義と労働問題』東京大学出版会等々。

農民の職業選択の自由の布告、
 明治6年 徴兵令、
 地租改正条例

以上の諸改革の措置により、農民は土地を所有することが可能となり、自分の欲する作物をつくることが可能となり、また土地を自由に売買することが可能となり、私有財産制の基礎が据えられると同時に、農民は土地からの緊縛から解放され、自由な賃銀労働者たる可能性を得た。そしてまた、家の一員としてのみ生存することが可能であった家族は、家を離れ独立した個人として生活してゆく可能性を得た。家は解体の可能性を獲得したのである。

農家の解体は、地租改正によって大きく現実的に進行した。封建制は農家の貢租を基礎におき、生かさぬよう殺さぬよう家の維持につとめた。明治政府もまた、まずは経済的基礎を農家に置かざるをえない。明治政府がその財政の基礎をいかに地租に依存していたかは、表示せられるように、明治8年は86%という圧倒的比率をしめ、10年たった明治17年においては67%という数字が雄弁にもの語っている。

第2表 租税収入の構成

	1875年(明8)	1884年(明17)
計	58,610(100%)	65,055(100%)
地租	50,345(86%)	43,425(67%)
酒税	2,555(4%)	14,063(22%)
海関税	1,718(3%)	2,750(4%)
煙草税	206(—)	1,294(2%)
その他	3,786(7%)	3,518(5%)

「明治8年歳入歳出表」、『帝国統計年鑑』による。
 隅谷・小林・兵藤『日本資本主義と労働問題』
 9頁より引用

封建的貢租は物納から金納にかわり、出来秋に収穫高に応じて取り立てられていたのが土地価格を基準として納めることになり、納税者は耕作者から土地所有者(地券所有者)にきりかえられた。入会地の多くがまた国有地とせられた。物納から金納へは、自然経済から貨幣経済へのテンポを著しく早め、強引に押しすすめることになる。農民は地租の引下げ、地価算定への不満を嘆願をもってし更には強訴をもって申し出る。翌明治9年には大規模の百姓一揆が頻発し、政府はきびしい弾圧(斬首刑、絞首刑、懲役、罰金等)をもってこれを鎮静化した。地租を納めることの出来ぬ農家は、土地を手離した。土地を取得した農家は地主となった。土地を手離した農家は、あるいは地主に隷属する小作人となり、あるいは農民たることをやめて都市下層労働者化し、あるいは海外へ移住して行った。大地主への土地集中・富裕化と小作人・自作人の貧窮化・兼業化、さらに農家戸数の減少が進行して行った。

徴兵令は士族を不要とする。家禄奉還にかわって金禄公債が与えられ、上級武士はこれにより、地主・資本家に転化した。他方下級武士層は貧窮、治安上の問題統発、士族授産など施さ

れ、子女とともに賃労働者に転落してゆく。また、旧手工業者職人層も近代的工業の展開とともに賃労働者化してゆく。

ちなみに、農家戸数の相対的減少の様相は、第3表「農家戸数の全国総戸数に対する減少」に示される通りであり、ついでに、人口数からみれば、第5表「産業別人口数」で示す通りである。この減少傾向をつづける農家の中で、自作の減少・自小作および小作の増加（第4表）がみられる。しかも、地主取分の増加は第6表「地主・国家間の全剰余生産物の分配割合の変化」は地租改正に伴って地主取得分の一方的増大を示している。ここに、農村における階級対立の激化の物的基盤がはっきりとあらわれている。そして、この過程は同時に賃労働者の創生の過程でもある。さきの産業別人口数の表により、その情況もまた看取出来るであろう。

第3表 農家戸数の全国総戸数の割合の減少

	農家戸数A	全国総戸数B	A/B
明治6年	5,640,310	7,167,260	78.69%
明治20年	5,518,040	7,771,395	71.24%
明治24年	5,489,630	7,806,369	70.32%
明治36年	5,359,065	8,364,470	64.07%
昭和5年	5,599,670	12,704,896	44.74%
昭和7年	5,632,554	12,346,956	45.62%

第4表 自作・自小作・小作戸数割合

	自作主	自小作主	小作主
明治16年	39.83	38.65	21.94
明治24年	32.12	45.14	22.69
明治41年	33.27	39.15	27.58
(昭和7年)	31.09	42.34	26.55

日本農業年鑑昭和9年版，平野『前掲書』p.15より

殖産興業・富国強兵を国是として明治政府は地租によって得た財源でもって、洋式近代産業の移植にこれつとめた。いわゆる官営工場の設立、民営工場への官金貸下、これである。やがてこれら近代的工場鉱山は、明治13年（1880年）につくられた工場払下規則にもとづき、軍事工業・交通事業を除いて順次、ほとんど無償で政商たちに払下げ（第7表）られていった。彼等はこれによって財閥形成の基礎をえた。

日清戦争（明治27～28年）の前後、鉄道網の全国的整備・海運業の目覚ましい発展・郵便・電信網の整備拡大・銀行制度の展開等の資本制的基盤は確立し、紡績業、鉱山業、製鉄業の産業革命が完了し、金本位制明治29年（1897年）の施行、日本資本主義は確立した。

資本制生産の発展は、無産階層の成立・増大を他方の極にもつ。小作人は増大し、小作争議は徳川時代の百姓一揆より頻発したし、労働争議・騒擾は続発し、労働組合も成立増大した。

第5表 産業別人口数

単位：1,000人

年次	総数	有業者										無業者
		総数	農林業	水産業	鉱業	工業	商業	交通業	公務自由業	家事使用人	その他の産業	
明治6	33,290	19,637	15,320	2	—	689	1,289	—	85	445	1,805	13,653
	—	(100.00)	(78.20)	(0.01)	—	(3.55)	(6.56)	—	(0.41)	(2.26)	(9.19)	—
大正9	55,963	27,260	14,286	536	447	5,138	3,661	151	1,156	662	64	28,702
	—	(100.00)	(52.41)	(1.97)	(1.64)	(18.85)	(13.43)	(3.49)	(5.56)	(2.43)	(0.22)	—
昭和5	64,450	29,620	14,131	568	315	5,876	4,906	945	2,005	802	71	34,830
	—	(100.00)	(74.71)	(1.92)	(1.06)	(19.95)	(16.56)	(3.91)	(5.94)	(2.71)	(0.24)	—
15	71,380	32,483	13,842	543	598	8,132	4,882	1,364	2,195	709	218	38,898
	—	(100.00)	(42.62)	(1.67)	(1.84)	(25.30)	(15.03)	(4.20)	(6.75)	(2.18)	(0.68)	—
19	73,064	31,797	13,625	458	789	9,364	2,483	1,616	2,849	472	141	41,267
	—	(100.00)	(42.85)	(1.44)	(2.48)	(29.45)	(7.81)	(5.08)	(8.96)	1.48	(0.45)	—
22	75,893	31,229	17,011	447	625	6,211	2,069	1,993	2,361	154	258	44,664
	—	(100.00)	(54.47)	(1.43)	(2.00)	(19.89)	(6.95)	(6.38)	(0.49)	(0.49)	(0.83)	—

(備考) (1) 明治6年は大正2年内閣統計局「維新以後帝国統計材料彙纂」(第2輯)による。公務自由業は官員、神官、兵隊、授業師、医師を合計したものである。従者及び雇人は家事使用人に含む。

(2) 昭和15年迄は国勢調査資料による。

(3) 昭和19年、22年は厚生省人口問題研究所の推計したもので各年10月現在。
岡崎・西西・倉持『日本資本主義制連史年表』河出書房。P.442. より引用

第6表 土地生産物の国家・地主・小作人の分配割合

	国家	地主	小作人
封建時代(5公5民として)	50%	18%	32%
明治6年(地租改正時検査例)	34%	34%	32%
明治7・8・9年平均	13%	55%	23%
明治10年減税	12%	56%	32%
明治11年より20年までの平均	11.5%	56.5%	32%

平野義太郎『前掲書』P.30. より引用

資本制生産の成立・発展・確立は、前資本制的な家共同体を解体することなしには、成立・発展することは不可能である。村共同体もまた解体する。

日本においても、以上において素描したように、資本制生産は成立し、確立した。にもかかわらず、家は広汎に残存し、そしてまた家の論理は強固に残存した。何故であるか。

[付]

日本における資本主義の成立・展開に関する業績は、そのほとんどがマルクス理論の適用とわいてい。治安維持法による弾圧に抗しての研究であるだけに、凄じい迫力に満ちた業績が少なくない。それはそれとして、そこでは家的なものは、前近代的なものしたがってまた封建的なものとして把揺されることになっている。

日本資本主義における封建遺制をどのように把握するか。それは革命をまたなければ除去することが出来ないものとみるか、それともそれは資本主義の発展とともに消滅せられてゆくものとみるか。その見方の違いによって講座派・労農派の対立を生んだことはよく知られるところである。だが、敗戦による米軍の占領に伴う強力極まる民主化施策によって封建的遺制はおおむね除去せられたとみていい。

第7表 官営事業の払下

	払下年月	払下者
鉱山		
高島 鉱山	1874年1月	後藤象次郎(81年4月三菱に譲渡)
足尾 鉱山	1877年3月	古河市兵衛
油戸 鉱山	1884年1月	
中 小坂 鉱山	1884年7月	阪本 弥八
小坂 鉱山	1884年9月	久原庄三郎
院内 鉱山	1885年1月	古河市兵衛
阿仁 鉱山	1885年4月	古河市兵衛
三池 鉱山	1888年8月	佐々木八郎(89年1月三井に譲渡)
幌内 鉱山	1889年	北海通炭鉱鉄道会社
佐渡 鉱山)	1896年9年	三 菱
生野 鉱山)		
造船		
兵庫造船所	1886年5月	川崎 正蔵
長兵造船所	1887年6月	三 菱
化学工業		
深川セメント製造所	1884年9月	浅野惣一郎および西村勝三
品川硝子造所	1885年5月	西村 勝三
繊維工業		
堺紡績所	1878年	
広島紡績所	1882年6月	広島 県
愛知紡績所	1886年9月	篠田 道方
新町屑糸紡績所	1887年6月	三 井
富岡製糸場	1893年9月	三 井

榊西光速『日本経済史』148頁より引用

そこで、「家の論理」もまた消滅し去ったということになる。だが家はなくなったが、家の論理は残っている。何故か。

日本の家を、ウェーバーのいう家共同体と把握し、すなわちそれを血縁団体ではなく経済的集団と把握し、前資本制的のもの・伝統的のものと把握して、ここでは議論をすすめている。家を単に封建的経済範疇としてのみ把握するとき、マルクスによる資本の理論の日本への適用で事は済むように思われる。だが、家の論理は戦後もなお残存している。戦前から解体しつつあった家は戦後消滅し去ったが、家の論理はなお存在している。家は果して前近代的なもの・封建的のもののみ把握できるのか、それは資本制生産の発足とともに消滅すべき性質のものなのか。前資本制的のものであるけれども資本制の支配的な社会においてもどこまでも資本の運動にからみついて存在しつづけるものなのか。

わたしは、家と家の論理の区別をし、家にはもちろん家の論理が流れているが、本来的な家ならざるものにおいてもまた家の論理が流れるものとみている。家共同体は基本的には経済的集団として把握せられるものであるが、家の論理は経営体の論理・組織として把握しているのである。このような私の家理論が日本資本主義分析の成果を必要とし、さらにそれを前提としながら論述を展開してゆかしているわけである。

2. 家的法体系の構築

日本における資本主義の形成とその発展は、家共同体を解体していった。だが、家の解体を不十分にしか進行させず、また家を解体しても家の論理を強固に残存せしめた。何故であるか。それは、法体系によって維持せしめられたからである。

資本制社会の成立は近代国家の成立と両輪の如く進行する。前資本制社会は共同体社会であり、伝統的・慣習的秩序のもとにあり、村および家が法人的存在として機能し、個人は家の一員として家に従属した存在として独立人格をもたない。資本制生産は資本家と労働者との個人的な契約関係により成り立つ。近代国家は、個人を独立人格とし、彼等を権利義務の主体として機能せしめる法体系によって秩序づけられる。伝統的秩序の社会より法的秩序の社会に移行してゆくのである。ところが、日本における近代国家の成立は、伝統的支配の社会を法的支配の社会に変革したが、法体系そのものの内容が家の論理によっても貫かれ、それが家の解体を大きく阻み、家の論理を残存せしめたのである。

幕藩体制下においては、領主権力（領主一家臣）は農家を直接的には掌握してはいなかった。領主権力の末端権力は庄屋・名主等の村役人であったが、彼等は同時に村共同体の構成員でもあった。検地帳に記載されている家は実際とかなり乖離したものであり、家族の人別帳は庄屋等村役人に口頭で届出、承り置くという形で管理せられていた¹⁾。

明治2年の藩籍奉還は全国の土地人民を天皇の直轄下に入れたのであるが、明治4年の戸籍法によって人民は家を単位として天皇に直属する存在となった。戸主＝家長が家族を戸籍役場に文書によって届け出る。諸個人は誰も戸主を通じてしか、戸籍に登録せられることはできない。個人は独立した人格者ではなく、天皇権力の末端権力者としての戸主＝家長に服属する者である家族としてのみ天皇の臣民となったのである。家制度の礎石はここに据えられた。家を維持しようとする天皇制権力の意思は、徴兵令において、しばらくは長男の兵役を免除せしめた程である²⁾。

だがしかし、資本の原始的蓄積の過程は共同体としての家を崩壊せしめてゆかざるをえない。そして、同時に村共同体も地主対小作の階級的対立の度を深め、行政村(国家権力の統治権構)としての実質を強めて行った。個人本位の先進資本主義ヨーロッパの思想受け入れの素地は形成せられてゆく。自由・民権の思想・運動は昂揚してきた。政府はときには妥協し、ときには弾圧し、遂に、家の論理をも盛りこんだ大日本帝国憲法と民法を創り上げた。

すべてを天皇家を頂点とする家的国家の形成に向けて、天皇家の祖先を祭る宗教としての神

1) 石井良助『家と戸籍の歴史』、創文社。主として、第1章及び第2章、大竹秀男・牧英正編『日本法制史』青林書房新社、第6章。

2) 熊谷開作『日本の近代化と〈家〉制度』、法律文化社、p.29。鹿野政直『戦前家の思想』、創文社、p.41。

道を強調強化するため、神仏分離令を明治元年に発して、排仏棄釈の運動を起し、明治3年(1870)には天皇の名において神道を国教とするとの大教宣布がなされている。明治維新は王政復古であり、大化の改新になぞらえられている。民族の頂点に立った天皇家の君臨する体制になぞらえられている。天皇家とその一族としての皇族、その藩屏としての華族、そしてその臣(士族)民(平民)の服属する国家体制として築き上げられつつあった明治国家は、国を家とする国、すなわち国家として形成せられつつあった。このような国家が近代国家として自己を装おうべく、自由民権運動に乗じてつくったものが、大日本帝国憲法に他ならない。

近代国家は、諸個人を主権者とし、諸個人は法に定められた権利・義務によって秩序づけられる。法を制定する場所が議会であり、諸個人は自分の代弁者を議員として選出する。その執行機関が行政府であり、法の違反を摘発処罰する司法の機関が裁判所である。大日本帝国憲法は、第二章「臣民の権利義務」、第三章「帝国議会」、第四章「国務大臣及枢密顧問」、第五章「司法」の各章を制定し、まさしく近代的国家としての憲法の形をとっている。だが、大日本帝国憲法は「皇朕レ謹ミ畏ミ、皇祖、皇宗ノ神靈ニ言告ケ曰サク」に始まり、「皇祖、皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ条章ヲ明示シ」とつづく告文によって、欽定憲法といわれるものの何たるかがうかがえよう。

第一章「天皇」は、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」、「天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行ウ」、「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」る存在であり、国民は主権者ではなく、あくまで天皇の臣民たる者であることが規定せられている。憲法発布勅語を読むと、「日本の国は天皇の祖先によって肇造せられたものであり、この国は天皇のものであり、臣民は天皇のために忠節をつくすことを疑うな」と言っている。

この忠を根幹とした大日本帝国憲法は、孝を根幹とした民法によって補完されなければ十全なものとはならない。明治31年実施の民法は、家を国民統治の末端の単位とし、家長＝戸主の権力を法的に定めて、家長をして天皇制権力の分担者とするものであった。その為には、家は制度化されねばならない。

戸主は戸籍法により既に家族の届出権をもっているが、民法では財産権、家族の居所指定権、婚姻及養子縁組み同意権等を戸主権として規定し、家制度維持のために家督相続制がとられ、家督制度に従属するものとして婚姻制度・養子制度・相続制度がそれぞれ組み込まれることとなった。家督相続における長子単独相続は江戸時代では必ずしも一般的ではなかったといわれる武家の制度をとったものといわれるが、家長権は懲戒権をともなう親権と合体することによって更に補強せられることとなる。戸主権のもとに、母も妻も長男に服属するものとなり、母親が親権を行使する場合は「親族会の同意を経なければならない」という規定さえ設けられ、男女不平等が決定的に制度化せられている。

さて、ここで制度化せられた家は、民法の第四編親族第五編相続の条文によって規定せられているように、血縁集団としての家である。そのことは第一章総則に親族は六親等内の血族・

配偶者・三親等内姻族、養子は血族と見做す等と規定し、第二章が戸主及び家族の条文により、きわめて明白である。

民法で規定せられた家はいくまで血縁集団としての家であるということは、われわれが問題としてきた家ではないということである。すなわち、われわれが問題としてきた家は家共同体としての家であり、生産の単位であると同時に消費の単位でもある家である。われわれが問題としてきた家は経営と家計の合体物としての経済的単位であり端的に言って経済集団としての家である。民法上の家は血縁集団であり、前資本制社会における家は経済集団である。

経済集団としての家と血縁集団としての家は違う。だが、両者は完全に違ったものではない。明治民法で制定した血縁集団として家は、経済集団としての家＝家共同体が解体しつつあるとき、すなわち生産の単位と消費の単位との合体物としての家の分離過程の進行しつつあるとき、家共同体の秩序・支配原理・イデオロギーをもった血縁集団としての家を形成しようとしたものに外ならない。

ともに家は維持存続を集団目的とし、家督相続の制度をもつ。ともに、伝統的な家父長的支配の体系であり、個人人格の独立はなく、諸個人はいずれも家の一員、家族員としてのみ社会の成員である。家名を高め、家格を維持向上することを家族は目指して努力する。

だが、前資本制的な家と明治民法で制定した家とは、経済集団と血縁集団の違いとして決定的に異なる。前者はその経済集団の一員として参加した者は血縁者であろうと非血縁であろうと家族の一員となりうるが、民法上の家は血縁集団であるから、血縁者（配偶者および養子をふくむ）以外は家族の一員たりえない。さらにまた、家共同体＝経営体としての家は、家産をもち家業・家職をもち、血縁集団としての家はその家自体は家業をもつものではなく家産をもつものではない。明治国家は既に、職業選択の自由を与えているし、地租改正を中心とする財産なき労働者の創出・増大は家産を喪失し家業家職なき群を増大しつつある。しかも、そこに家産あり家業をもつ家、本来的な家のもつ論理・イデオロギーを、血縁集団としての家族制度を家として貫徹させようというのである。

生産の単位と消費の単位の合体していた伝統的な家族集団に半ば自然生的に成立し来、それを更に意識的に強化してきた家の論理・家イデオロギーを、単なる血縁集団たる家族集団としての家に貫徹せしめることは、法を制定し、法的強制をもってするだけでは到底不可能である。その不可能を可能ならしめようとしたものが、教育勅語を大宗とする教育にほかならない³⁾。

式日の儀式において神事的荘厳をもって校長が拝読する教育勅語のとり扱いを想越すれば、教育勅語が日本国民にもつ教育における位置と意味が浮び上がってくる。忠孝一如を根本義とする教育勅語がいかに国民教育に効果をあげ浸透したかの証左として、次の事例をあげることが出来るであろう。

3) 桑原作次『天皇制教育』三省堂。菅孝行『日本の思想家』大和書房。第1章

西欧の学問を学び講じ最高の知識人と自他共に認め、しかも反戦的な思想さえもっていると目されていた人達が、敗戦後脚光を浴びて登場してきたとき、教育勅語に対して肯定的であり、支持的な態度をはからずも表明したのである。自由と正義と知性を期待されて文部大臣に就任した安部能成は、「一君万民の我が国体は、国民の各々がしっかりした強い正しい高い人間になって、大御心を体し、大御心を実現するのだから維持することは出来ない。即ち大御心が国民各自の心の中で生き、国民が自ら陛下の民となり、陛下がほんとうに我々の君となり、尊い天皇が同時に我々にとって親しい父になって下さるよう努めなければならない」（1945年10月）敬虔なクリスチャンとして知られる法学者・東大教授のちに最高裁長官にもなった田中耕太郎は、教育勅語はいわば自然法的なもので、儒教・仏教・キリスト教倫理と根本において同じものとみており、強力に支持を表明した。共産党および社会党の両政党的顧問となったマルクス学者の大御所的存在であった大内兵衛でさえ、教育勅語そのものは良い、それを悪用した者たちが悪いのだという意見を開陳している⁴⁾。

たしかに教育勅語に掲げられている諸徳目の一つ一つについて、誰も反対をとなえる者はあるまい。「父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信ジ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ボシ、学ヲ修メ、業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓発シ、徳器ヲ成就シ、進ンデ公益ヲ広メ、世務ヲ開キ、常ニ国憲ヲ重シ、国法ニ遵ヒ」は、まさに人倫と言ってよいであろう。

だが、問題は二つあるように私には思われる。一つは、これら諸徳目が天皇に出で天皇に帰するものとして意味づけられているところにある。教育勅語は、次の文句で始まる。「朕惟フニ、我カ皇祖皇宗ノ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ、我カ臣民ク忠ニク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス、爾臣民父母ニ孝ニ」と続き、さきの諸徳目が掲げられ、それにすぐ続いて、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ、是ノ如キハ独り朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン。斯ノ道ハ、実ニ我ガ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所、是ヲ古今ニ通ジテ謬ラズ、是ヲ中外ニ施シテ悖ラス、朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。明治二三年十月三十日 御名御爾」

第二の問題は、ここに掲げられた徳目の一つ一つに対し反対はないものの、これ以外の徳目、人倫はどうなるのであろうか。むしろ、これ以外の人倫は無視され、否定され、排撃さえされるのである。すなわち、近代的社会の根幹をなす基本的人権、個人の尊厳はここでは排せられるべきものである。自由・平等・平和はここには出ていない。これもまた排すべきものである。これを認めたら、天皇制も、家もなりたたない。教育勅語にかかげられている諸徳目が、個人の尊厳・自由・平等・平和と絶対的に相容れないものではないし、共存しうるものであると考

4) このパラグラフは、山住正己『教育勅語』朝日新聞社、第5章「崩壊」第2節「政治と勅語」より。

えられる。だが、この諸徳目を生み出し、支えているその前文と後文とは相容れることは出来ない。そこが問題なのである。

さて、以上により、資本制生産の発展・近代国家の成立にもかかわらず、なぜ日本において前近代的な家ないし家の論理が残存せしめられ、維持せられたのか、大よそ把握されたと思う。すなわち、近代国家は法体系によって秩序づけられるものであるが、日本の明治国家は前近代的な家・伝統的慣習的な家秩序を法体系に組みこんだのである。資本制的な近代的な三権分立的法体系、商法をもちながら、他方大日本帝国憲法および民法によって天皇家を宗家とする家的国すなわち国家をつくりあげ、血縁的集団たる家族を前近代的な経済集団としての家の論理と倫理＝イデオロギーをもって法制化したのであった。これが、日本の資本主義の成立発展にもかかわらず、家ないし家の論理が残存せしめられた大きな根拠である⁵⁾。

だが、生産単位と消費単位の合体物としての家の論理が、そのまま血縁集団としての民法上の家に容易に貫徹するはずはない。そしてまた、当然、法体系は資本制生産の発展とともに解体してゆくべき家を解体させないような大きなブレーキをなすに違いない。あるいはまた、家共同体の解体を歪つな形で進行せしめるに違いない。逆の側面から言ってみれば、近代的な賃銀労働者の創出と再生産を歪つな形で展開するに違いない。

更にまた、近代社会における血縁的集団たる家族を家として、前近代的な家共同体の秩序・論理を貫徹させるには、法体系とその維持装置としての軍隊と警察だけでは不可能であって、強力なイデオロギー教育としての教育勅語を根幹とする学校教育が必要であった。だが、しかし、経済的諸関係たる土台の変化は法、法の維持装置そして教育といった上部構造をもってしては、一時はともかくどこまでも押しとどめることは出来ない。その矛盾はどのように展開していったか。

このような問題は後にまわし、その前に、何故日本においては資本主義の形成発展、近代国家の形成確立において、前近代的な家ないし家の論理を強力な法体系として創り上げてまで残存せしめようとしたのであろうか。この問題をとりあげたい。

3. 家の「倣い拡大」——日本資本主義の担い手と精神

日本において、明治維新を契機として国家権力による地租改正—官営工場の創設—民間払下げ・官金貸与—賃労働者の創出という壮大な資本の本源的蓄積を主流とする資本主義の形成・展開にもかかわらず、前資本制的な家ないし家の論理が残存せしめられた。そして、それは、資本制生産に適合的な近代国家の秩序原理である法体系とともに前近代的な家的秩序を国家秩序とする法体系をつくりあげることによってなされたのである。すなわち、天皇を親とし国民

5) 家的国家・家族主義的国家については、藤田省三『天皇制国家の支配原理』未来社、石田雄『明治政治思想研究』未来社、前編、「家族国家観の構造と機能」、川島武宜『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店など参照。

を子とする家族国家、天皇家を宗本家とし、皇族・華族の家、士族の家、平民の家を分家・別家・末家とし、国民一人一人は個としての独立人格ではなく、家長に服属する家族とする忠孝一如の国を家とする法秩序・法体系を創り上げたからである。

では、何故に、資本主義の成立にもかかわらず、資本主義の成立した時点である明治20年代に、そのような法体系をつくり上げたのか。それは、周知のように明治維新を成し遂げ、資本主義の形成、日本の近代国家の形成を担ったものが下層武士それも特に西南雄藩の下層武士であったからである。よく言われるように、日本の資本主義は町人階級による下からのものではなく、上からの資本主義であったといわれる。上からの資本主義の担い手は下層武士階級であった。では、何故下層武士階級それも西南雄藩の下層武士たちによって形成せられた資本主義であったから、家の論理の法体系をつくり、家の論理の作用する社会を形成せしめていったのであるか。それが問題である。

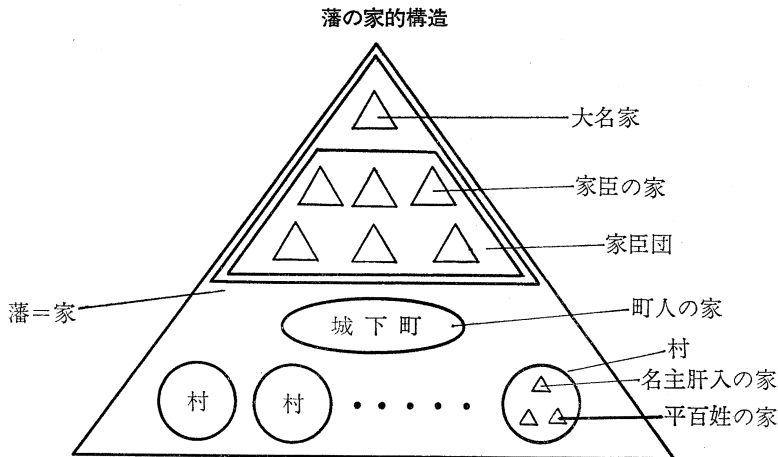
日本の封建社会は中世の封建社会と近世の封建社会とに分けてとらえられ、近世の封建社会は徳川幕藩体制といわれるが、この藩の構造ないし体制、その西南雄藩の下層武士を主体として明治維新がなし遂げられたところに問題を解く鍵がある。すなわち、藩は国であり、領であり、家であった。幕藩体制の末期において、西南雄藩はお家の維持繁栄のため殖産興業政策をとり富国強兵にこれつとめた。その担い手は藩の下級武士であった。明治維新によってつくりあげられた国家は、それぞれの藩を単位とした国を家をとした構造をそのまま日本全体を国とし、それを家とした国家を形成したものである。藩＝国＝家の殖産興業・富国強兵をそのまま国際社会における日本の殖産興業・富国強兵へと、村上・公文・佐藤流に言えば「倣い拡大」したものであるからである。すなわち、家の論理の倣い拡大的連続の上に、封建社会から資本主義への非連続的歴史進行がなされたのである。

藩という名辞は、明治になって旧幕領にたいして旧大名領を指すものとして始めて公称されたものだという¹⁾。版籍奉還・廃藩置県。江戸時代、藩は国と呼ばれ、領と呼ばれ、家と呼ばれた。藩は家であった。毛利家・島津家・山内家・伊達家、そして家臣団は家中と呼ばれ、藩の法を家法、執政を家老と呼んだ。

大名は半自治的である村を単位として構成される領地と領地に緊縛された農民＝村人（名主・肝入・百姓）をもつ家経営体であり、家臣をもって経営にあたらせる。大名家は、嫡流の維持存続をはかる家であると同時に、大名を君主とし彼に臣従する武士を家臣として、領地・領民の経営にあたる家でもある。藩＝家は永続・繁栄を自己目的とする経営体であり、藩という家の繁栄は、藩主＝家長の繁栄のみならず家臣という家族の繁栄であり、家臣＝家族は家と家長＝藩主のために滅私奉公する。家の組織原則は階統制と能力主義につらぬかれる。藩経営は官僚制的な専門化・階層化せられた職務体系をもち、家中のそれぞれの家格に応じて、いかなる役職につくかが決まっているという厳格な階統制をもつ。そして他方において、お家の維

1) 藤野保『大名と領国経営』新人物往来社。

持繁栄のためには時と場合によっては、家格にこだわらずに、家格の低い家臣を登用することになる。そして、お家の維持繁栄のために養子制度、分家制度がとられている。まさに、藩は、家の論理に貫ぬかれた経営体であり家である²⁾。



藩経営の財政的基礎は、年貢の物納取立てである。村役人と百姓立合のもとに、出来高を検見し、あるいは豊凶にかかわらず取立てる。そのために、治山治水の土木工事、農業技術の発展をはかり、新田開発をもって耕地の拡大を進める。また、幕府の一国一城令によって城をつくり、城を中心とした城下町を建設し、武士および商工業者を城下に待屋敷と町家の町割りをした。

家臣団を養わないがらの年貢の取たてとその増収策の実施の他に、大名には大名行列をもってする参勤交替および江戸藩邸の出費があり、さらに江戸城その他徳川一門の城（二条城・名古屋城・彦根城等々）その他の手伝い普請に謀反を考えるほどの負債をかかえこみ、さらには天領や徳川一門の領地内の治水工事を、命ぜられた藩は三都（江戸・京都・大坂）の富商に莫大な負債を負った。藩米や藩の特産品の蔵物を取扱かう商人は、増大してゆく蔵物とともに富裕化した。城下町の住人の増大とともに数的にも増大した、商人は商品流通の回船業、倉庫業、両替え、質屋、問屋として業種を多様化し豪商となった。彼等は運上金という形で租税を貢納した。商品経済の発展とともに、商家は富裕化していったが、自然経済に立脚する藩経済および武家は窮乏化し、年貢の取立の重荷は百姓を窮乏化せしめた。もっとも商業的農業に手をつけはじめ豪農化する農家も現れた。

年貢の重荷によりつぶれる百姓も生じる程藩経営も窮迫し、遂には藩経営そのものが破産にまで追いこまれるものさえ現われる程になった。藩経営の建直しは、窮迫化の度の強いられた

2) 農家と武家とくに藩という家とは、かなり違った面がある。だがここでは、同じ家の論理が貫徹している経営体として把握しておく。川島武宜『日本社会の家族的構成』日本評論社、p.105、安岡重明『日本封建経済政策史論——経済統制と幕藩体制』大阪大学経済学部研究叢書第14冊。

下級武士層によって担われることになる。藩制改革これである。まず手始めは貢租の合理化・増徴であるが、もちろんそれによってのみで解決出来るものではない。改革の商品経済・貨幣経済の推進役を下級武士が担いはじめたのである。藩役人の経済官僚化である。鉾山開発より貨幣鑄造を行ったが、貨幣需要の増大とともに藩札の発行となった。一般に金札・銀札・銭札の三種であった。そして藩札は兌換紙幣から不換紙幣に次第になってゆく、商人の富裕化にともない、運上金も増大して行く。

赤字財政に度々節約令が出され、家臣団の俸禄は御借上、献米、上米などの名のもとに削減されるが、そんなことで追いつきはしない。商業的農業へ積極的に乗り出して「殖産興業」が叫ばれ、各地の特産物が国産奨励として増産される。砂糖・蠟・紙・蜜柑・その他が会所と称して、会所が資金や原料の前貸しから、技術指導・製品検査・販売市場の開拓にまであたり、あるいは専売機関を設置した。

幕末にいたるや、西南雄藩は殖産興業を富国強兵にエスカレートした。幕府にたいする「富国強兵」である。藩と藩との交易は進められ、国産奨励は洋式工業の移植にまで進んだ。薩摩藩の硝子・化学薬品業の製造・反射炉・熔鋸炉・造船所の建設は名高い³⁾。長州藩高杉晋作は農民を組織した奇兵隊をつくった。わが国における近代的軍隊の嚆矢⁴⁾である。西南雄藩は家の論理に立脚して、藩一家の維持繁栄のために自然経済から貨幣経済へ、封建的体制から近代的国家へと自己変革をとげてゆきつつあった。下級武士達は殖産興業・富国強兵をかかげ推進する近代的な経済官僚に変質してゆきつつあったのである。

尊皇攘夷運動が長州藩を中心勢力として展開され、やがて坂本竜馬等の仲介で薩長連合なり討幕の巨歩が進められ、大政奉還(1967)、王政復古の大号令となる。もし経済的な大きな力を持ち、かつまた討幕に資金提供した町人が主力となった討幕であったなら、尊王攘夷は討幕の大義名分とはならなかったに違いない。かりに成長した町人を主勢力とした討幕であったなら、町人達の大義名分は自由民権であったであろう。封建的な身分制に抗議し、自己の職業の

3) 佐藤雅美『薩摩藩経済官僚——回天資金を作った幕末テクノクラート』講談社。島津77万石夷高35万石、薩摩藩の借金宝暦3年(1754年)66万両、享和元年(1801)121万両、天保6年(1835)500万両。利が利を呼び雪だるま式に借金は増加して行った。5公5民は、なんと8公2民、島津重豪にとり立てられた無禄無役から茶坊主になった調所笑左衛門は破産寸前の藩を建直した。回漕業の整備、砂糖の専賣、農器具の改良普及、菜種子・砂糖の改良普及、産物(琉球物産)中国物品の長崎会所での賣捌き、貨幣の改鋳、胡麻・たばこ・酒・焼酎の専賣、そして500万両の借金を250年賦で返えず金利棚上、つまり借金の合理的踏み倒し、さらに作事・營膳・普請のほか道路・河川・橋梁の整備を250万両かけた。そして更に250万両の積立金を成就した。だが、調所は島津斉彬に忌避され、遂に切腹して果てた。島津藩はこの調所の積立金で洋式工業の移入、維新の運動資金とした。著者佐藤はこの「回天資金を作った幕末テクノクラート」が未だに悪党の汚名のままであることの歴史の残酷を嘆いている。

4) E・H・ノーマン『日本における近代国家の成立』時事通信社、第3章第5節「藩制改革における近代官僚の発生——長州藩の例」

自由を束縛する封建的諸制約を打破する、自分達の権力を樹立する運動になったであろう。ヨーロッパにおける近代市民革命はイギリスであれ、フランスであれそうであり「人権宣言」・「権利の宣言」で終結している。

藩が幕府を倒すには、いかなる大義名分があるか。長州藩も家である。徳川幕府という家は、長州藩という家より上位の家である。家にとって、格はきわめて重要である。格の秩序を乱だすことは家の論理にはずれることであり、許されぬことである。家の論理にもとづいて、しかも上位の格の家を倒す名分はあるであろうか。ただ一つある。徳川家より上位の家をかつぐことである。天皇家をかつぐことである。長州藩＝家は、天皇家をかついだ。政治的権力を天皇家はもたない。家の格からすれば、徳川家も天皇家に及ぶべくもない。藩も家であり、徳川幕府も家であるかぎり、長州藩が大義名分として天皇家に服することを掲げて迫ったとき、徳川家はそれに対抗する名分をもたない。

尊王は攘夷とセットされている。長州藩一つでは幕府を倒すことは出来ない。全国的糾合をはからねばならない。開国では糾合ははかられない。諸外国の開国の要求があり、植民地化のおそれがある。外夷に対して日本民族こそってあたねばならぬ。天皇によって撃められたこの神州を外夷にけがされてはならぬ。日本民族はこそって外夷に対し、この国を守らねばならぬ。尊王攘夷である。大政奉還・王政復古が成就したとき、なお尊王は残るが、攘夷は容易に捨てられることとなる。攘夷は非現実的である。それは、富国強兵に昇化してゆく。

藩＝国という家の下級武士たちは、すでに国産奨励・洋式工業の導入の殖産興業をおしすすめ、近代的軍隊を編制し富国強兵路線をうち出して官僚体制を形成していた。この西南雄藩の下級武士たちが天皇をかついで新しい国をつくろうとするとき、それは必然的に天皇家を頂点に据えた家的国家・天皇制国家であり、国産奨励・洋式工業導入の殖産興業を押し進め、近代的軍隊を創設・強化する富国強兵を国是とする国づくりとならざるをえない。

天皇は一君万民体制の大権の総攬者となり、大権の代理執行者としてかつての武士たちは官僚となり臣となり民を支配することになった。君臣民体制が形成せられたのである。しかも、この君臣民体制は家の論理によって貫ぬかれたものである。天皇家を宗本家とし、天皇家の藩屏としての皇族の家、国民のうちもっとも天皇家に近く古来から歴史的につかえてきた公卿の家・旧大名の家たる華族、さらにこれらの家々の分家・別家・末家として擬制せられたる士族の家、そして平民の家、国民はそれぞれ家に従属する存在として独立した個人人格の所有者ではなく、家の最大倫理たる孝を旨とし、天皇家から末端の家まで家的連鎖をもつが故に、忠孝一如の倫理的秩序を根幹とした家的国家でもある。

このような天皇親政の名分のもとに、武士たちによって国家権力が掌握され、天皇に直属し、天皇の直接的指揮のもとに置かれた近代的軍隊がつくられ、富国強兵を国是として国政がなされるかぎり、権力の性格が一変しないかぎり、対外武力行使、対外戦争政策はとり続けられてゆくこととなる⁵⁾。それが終るのは、太平洋戦争の敗戦、無条件降服（1945年）までまたね

ばならなかった。台湾出兵(1874)、江華島事件(1875)、日清戦争(1894~95)、日露戦争(1904~05)、シベリア出兵(1918)、山東出兵(1927~28)、張作林爆殺事件(1928)、満州事変(1936~)、日中戦争(1937~)、太平洋戦争(1941~1945)。

4 日本資本主義の担い手とその精神

武士の転形である明治官僚によって、富国強兵を国是としておしすすめられた国産奨励・洋式工業の移植の殖産興業という形で産業資本は形成された。それを担った民間の企業家資本家もまた主として下級武士の転形¹⁾であった。

明治実業界における最大の指導者として、東の渋沢・西の五代と並び称せられた二人はともに、武士出身である²⁾。五代友厚は島津藩の儒官で町奉行も勤めた父をもち、維新の志士として目覚しい活躍をし、明治維新政府においては、総裁(皇族)・議定(公卿)に次ぐ参与職に任じたが下野、大阪財界の指導的役割を果し、自らも幾多の鉱山業その他を経営し、大久保利通の帷幄に参じた。明治の実業家の指導的精神として「士魂商才」が広く叫ばれたが、彼こそその典型中の典型というべき人物であった。五代より長生きをし、日本の財界において不倒翁と称され、日本資本主義の指導者としての名実を備えたのは、渋沢栄一である。武蔵国血洗村(埼玉県)の豪農の出身で討幕の運動に加わり、一橋家の家臣となり、徳川慶喜の弟に随身して仏に渡り、維新後大蔵省の高級官僚となり、国立銀行の創立をはじめとし近代的な産業制度

5) 中村吉治編『社会史Ⅱ』第9章「近代の権力機構」山川出版社。

1) 福地重孝『士族と士族意識——近代日本を興せるもの・亡ぼすもの』春秋社。

「富国強兵の質の他の面としての殖産興業が資本主義の名のもとに士族の手によって推進された。兵器軍備の充実のための経済力の充実、したがって官僚と実業家との提携は際立って顕著となり、国家的利益は個人的利益に優先するという〈士魂商才〉が明治資本家の典型であり、政府の保護育成によって成長した〈紳商〉は〈政商〉である」

「武士教育たるものは行われなくなったが、武士的志操は明治になってますます強調された。以前は武士のみ、また武士をまねたところの一部の庶民に限られていたのが、一般庶民の教育にまで及んだ。ことに身を立て家名を挙げ名を後世に残す、これは武士の社会にのみあったこと、つまり槍一の功名を立てることは子孫安堵の道であって、農工商の社会にはあろうとしてもあり得ないことである。農工商の社会にはなかったものである。農工商の倫理は忠実・信用であった」(「序論」より)。

2) ここに取り上げた明治実業界の指導者五代と渋沢、政商三野村・益田・岩崎・広瀬に関する叙述は、主として土屋喬雄『日本資本主義の経営史的研究』みすず書房に拠った。

坂本藤良『幕末維新の経済人』中央公論社は、第1章「株式会社の原型—小栗上野介と兵庫商社」、第2章「近代ビジネスマン龍馬—坂本龍馬と海援隊」、第3章「政商から財閥へ—三野村利左衛門と三井財閥」、第4章「独裁商法礼讃—〈岩崎彌太郎と家の事業〉」、第5章「株式会社の誕生—渋沢栄一の合本主義」となっている。ここに登場してくる人物はそれぞれ二重にも三重には鎖のようにつながり交錯して、幕末から明治への実業界に巨き意味ある仕事をしたが、坂本の株式会社の原型から誕生までのこの構成は見事である。資料蒐集の虫でもあった坂本が素晴らしいドラマに仕立て上げている。

森川英正責任編集『日本の企業と国家』日本経済新聞社、ここではとくに第1章、第2章。

・企業制度のための数々の条例制度を立案し、のち下野、合本主義（株式会社）を唱えて会社を設立し指導し援助し、全ゆる産業分野にわたる会社に関係し、その数五百とも千ともいわれている。五代にとり、渋沢にとり企業活動は即「国事³⁾」であった。

五代も渋沢も自分の会社のことを第一義としなかったが、自分の会社を第一義とするのが企業家・資本家として当然の姿である。純粋な企業人でありながらしかも国益中心に大をなした代表的人物には三菱の岩崎弥太郎、三井の三野村利左衛門・中上川・益田孝、住友の広瀬幸平がいる。岩崎は土佐の豪士である。彼は土佐藩の殖産興業策たる海運業づくりに登用され、有名な海援隊にもかかわらず、維新後土佐藩の汽船をもとにして三菱商会をつくり、西南役その他の維新後の騒乱、台湾出兵その他の海運を請負って急速に拡大し、大久保・大隈の支援のもとに官業払下げをうけ財閥の基礎を築いた。江戸時代に豪商は少なくなかった。その中で三井・住友が明治維新を切り抜け、財閥として大をなすことが出来たのは、三井に三野村、益田がおり、住友に広瀬がいたからにはほかならない。維新の動乱を三井が切り抜け大をなすことが出来たのは、三野村のお陰である。三野村の出自は庄内藩の武士の家柄であり、変転を遂げたのち勘定奉行小栗上野介の仲間となったこともあり、小栗と交際をつづけた。三井は御用商人として幕府より百万両の運上金を命ぜられる一方、三野村は資金欠乏の中を官軍側に加担する英断を下し、維新後は大隈重信と結び三井を最大の大蔵省の御用商人に仕立て上げた。大番頭三野村につづく中上川もれっきとした武士の出であり、益田孝の父は千葉周作の門に学ぶとともに算盤の名手として知られる士魂商才の士であった。三井における三野村の役割を住友で果たしたのが、広瀬幸平である。彼は武士の家柄より出た医者者を父とし終生学を好んだが、住友別子銅山支配人の叔父のひきで住友に入った。彼は幕末の別子存亡の危機を土佐藩士川田と結ぶことにより切り抜け、住友財閥の基礎をつくった。

三井や住友よりもっと裕福であった鴻池あるいは小野組その他の大商人が維新をきり抜け大をなすことが出来なかったのは、ひとえに士魂商才の士がいなかったからである。また、日本の企業家は、政府と結ぶ政商としてのみ大をなすことが出来た。それもまた、御用商人の伝統から、国家体制が徳川体制と本質的に異なるところのない家的体制であったからである。

「士魂商才」「国益中心」が日本資本主義の精神であったわけである。士農工商の身分的秩序はいかに金が大事であり、それなくしては社会が成り立たないにしても、金を卑しむ、金儲けを汚ないものとさげすむ意識が、武士にも農民にも手工的職人にもなかったとしたら、幕藩体制は成り立ちもしなければ維持することは出来ない。資本制生産は利潤追求生産であり、金儲け生産であり、皆が金儲けを肯定し、金儲けにいそしむ社会である。封建的秩序・金儲け蔑視の意識を、金儲けを肯定し、社会の成員の全てが金儲けに勤しむ意識に百八十度の切換えを行なうことは容易なことではない。周知のように、西ヨーロッパにおいては、プロテスタンテ

3) 中川敬一郎『比較経営史一序説』東京大学出版会、p.163～164。

イズムの倫理がその転轍の役割を演じた。日本においては、まさにこの士魂商才・国益中心がその役割を果たした。

封建的身分社会の最上位に位置し、士農工商の身分秩序を維持することにこれつとめていた武士が、最下位の商人の業を武士の魂をもって勤しむとはいかなることであるか。

五代友厚は御納戸奉行兼勝手御用人の職にもついたらっきとした武士であり、薩摩にその人ありと知られた維新の志士であった。維新の大業をなしとげた志士たちは、王政復古の維新国家を建設してゆかねばならない。殖産興業、富国強兵を具体的に展開してゆかねばならない。五代はそれを具体的に担った。彼にとって薩摩藩での外国汽船購入の仕事も維新政府の参与職での軍艦・銃器輸入の仕事も、大坂開港・造幣寮の設置も、さらに下野してのちの金銀分析所の開設（彼はこれで巨万の富を築いた）や数多くの鉱山業の経営も、いずれも皆「国事」であり、「報国の道」以外の何ものでもなかった。「国事」即「利潤追求」としてなされた。金もうけは卑しむべきことではなく、それ自体が国事であり、報国の道であり、五代の意識に両者は毫末の乖離はなかった。利潤追求が、そのまま神のみそなわす国を現世にもたらすための神からの召命として職業として、利潤追求がなされていった西欧と、全たく軌を一にしている。

渋沢栄一は、農村ブルジョアジーの出である。彼は儒学を若くして深く修め終生その学を修めつづけた。討幕の拳に破れた後、縁あって一橋家の家臣となり、維新の役人そして下野の道を辿ったことは既に指摘したが、彼自ら言う。「余は明治6年に官を退き、身を実業に委ねることになった。しかし国を強くするには、まず国を富まさざるべからず、国を富ますには、まず農工商の実業を隆盛ならしめざるべからず、なかんずく農工商を隆盛ならしむるには、小資本を集めて大資本とならしめる合本主義を行ない、すなわち会社組織に拠らざるべからずと信じて、あえて第一銀行を組織し、その他の各種の会社組織に微力を尽くしたのである」また言う。「余は論語の教訓を金科玉条とし、拳々服膺してこれが実践窮行を怠らぬのである。」日本資本主義の人格的表象と称される渋沢の精神は論語であった。彼はとくに、論語里仁篇の次の二句を行動規範として重視した。「富と貴とは、人の欲する所なり。されどその道を以てせざればこれを得るも居らず。貧と賤とはそれ人の悪むところなり、されど道を以てせざれば、これを得るも去らず」「利によって行なえば怨み多し」彼にとって、利潤追求行為は富国強兵のためであり、しかも利潤追求行為そのものを論語の教える道でもってするのであった⁴⁾。

4) 渋沢栄一『論語講義(1)』講談社、学術文庫、p.20~21

日本資本主義の牽引車であった渋沢は、多くのものを書き残してくれている。儒教に関してもそうだが、士魂商才に関して彼の言を聞くことにしよう。「思うに、この武士道というものは、ただに儒者とか武士とかいう側の人々においてのみ行われるものではなく、文明国における商工業者の拠りて以て立つべき道もここに存在することと考えられる。……今や武士道は移してもって直に実業道とするがよい。『日本人はあくまで大和魂の権化たる武士道を以て立たねばならぬ。商業にまれ工業にまれ此の心を以て心とせねば、戦争において日本が常に世界の優位を占めつつあるが如く、商業においても世界に勇を競うに至るであろう』(渋沢栄一『青淵百話』同文館、乾の巻、p.202~203。

ついでに、日本の近代化において渋沢と並んで、思想界教育界に大きな役割を演じた福沢諭吉の弟子藤山雷太の言を引いておこう。渋沢に惚れられて大日本製糖会社の再建を依頼されて引き受けたときの社長就任演説に彼は言う。「是は単に大日本製糖会社の存亡ではない。私立会社の存亡ではない。国家工業の興廢であると信じます」また、次のようにも言っている。「私が実業界に入るに就いては斯く思った。即ち国家の為めという根底には変りがないが、段々時勢が変化して、日本の為めに最も考うべきことは日本の富が足りない。物質的文明を進めねばならぬ。……西洋各国に後れをとってはならぬ。福沢先生の精神であり、慶応義塾の標語である独立自主を全うするには、自分の身を修め家を斉へなければならない。勿論修身齐家とは漢学者でも言うことである。けれども、武士は食わねど高楊子、金銭に手を触れることすら穢らわしい、金儲けなど百姓町人風情のすることだと之を卑めていたが、それは間違いである。一身一家の独立を全うして、然るのち国家社会に初めて尽くす事が出来る。故に、我々の一番先きの計は独立の基礎をつくり、進んで一家を富ますと共に国の富を作る事である⁵⁾」

藩という家が幕末に下級武士に担われて、強兵のために国を富ましめ、そのための国産奨励・洋式工業の導入という殖産興業が推進せられていった。その西南雄藩の下級武士たちが幕府を倒して、日本全土を天皇家を宗本家とする国という家国家を形成し、藩という家のための、殖産興業・富国強兵をそのまま諸外国に対する富国強兵の国是としておしすすめた。ここに封建制から資本制の移行の根底に家の論理が貫ぬかれ、産業化・利潤追求が国事とされ、国益中心理念⁶⁾が蔑視された金儲けを完全につつまこみ、昇化せしめ、封建倫理・封建イデオロギーがそのまま生かされて資本家社会の形成がなされて行ったのである。この富国強兵・士魂商才、儒教倫理⁷⁾の全てを貫ぬく家の倫理のありよう⁸⁾が、この藤山雷太の言に如実に示されているではないか。

以上述べて来たものは、何故に資本主義の成立・発展にもかかわらず、そしてそれは必然的

5) 高橋芳郎『日本の経営史』日本教育協会, p.158より。

6) 藤田貞一郎『近世日本における<国益>思想の成立とその展開過程——日本型経営理念史の資料として——』『同志社商学』第34巻第3号, 藤田貞一郎『近世経済思想の研究——国益』思想と幕藩体制——』吉川弘文堂。

7) 由井常彦＝J・ヒルシュマイヤー『日本の経営発展——近代化と企業経営——』東洋経済新報社, 第2章第4節「企業家の価値観の形成」

8) ヨーロッパ資本主義におけるプロテスタンティズムの役割を、非キリスト教団である日本において何に求めるか。いかなる宗教が日本における資本主義のリード・イデオロギーになったか。よく知られるR・N・ペラー著、堀一郎・池田昭訳『日本近代化と宗教倫理』未来社がある。家の倫理・神道に求めたのは神島二郎である。『近代日本の精神構造』岩波書店に言う。「かつてM・ウェーバーは、西欧における近近資本主義の祖型をプロテスタンティズムの禁欲的職業倫理に求めたが、もしこれに比定できるものを近代的日本に求めるとすれば、それは<家>の倫理であると私は考える。日本人の心にひろく支配してきた民間信仰としての神道は<家>の信仰にほかならず、その中にこそ、大社会を形成する倫理的なインセンティブがあったと思われるからである」(p.265~266)

に前資本制的な家を解体・消滅させてゆくにもかかわらず、何故日本は家的法体系を憲法から民法にわたって構築したのであるが、その問いに答えるものであった。その答えは明治維新の性格の中にかくされていた。すなわち、日本資本主義の形成の担い手がブルジョアジーではなく、西南雄藩の下層武士階級であったことによる。封建社会の支配階級たる武士階級がどうして資本主義形成の担い手になりえたのか。それは、論理矛盾でさえある。この論理矛盾が現実の日本に起きたのは、日本における封建制の特殊体制たる幕藩体制による。藩は領であり、統治体であり、経営体であり、家であった。明治維新は富国強兵、殖産興業（国産の奨励・洋式工業の導入）を掲げて藩＝家経営を担い推進していた西南雄藩の下級武士を中核として成し遂げられ、明治国家は富国強兵・殖産興業を国是として押しすすめられ建設せられていったのである。藩という家が、日本全国を一つの家とした体制に「倣い拡大」されたのであった。秘密はここにある。

「倣い拡大」の概念を設定し、日本史をウジ社会とイエ社会の二つのサイクルによって把握した村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎『文明としてのイエ社会』⁹⁾は、度々とり上げるが、傑出した問題提起の書である。この藩から国家への「家の倣い拡大」をはじめて説いたのは、この著作である。藩から国家への「家の倣い拡大」を言うかぎり、私の言うところは全くの追随者である。違うところは、家ないしイエの概念が全くと言っていいほど違うということ、従がってまた藩から国家への家の倣い拡大の内容、プロセスの論じ方が大きく違っているということである。もっとも、単なる精緻化に過ぎぬかもしれぬ。

その違いの生れるもとには、独自の史観をもって日本を把握しようとし、そのような史観をたてようとする村上・公文・佐藤に対して、私はこれまでの学問的蓄積なり既存の史観なりが利用できるかぎりにはそれによって日本の家問題を把握してみようとつとめているところにあるように思われる。

9) 主として、拙稿「家の概念—家の連続・非連続」立教経済学研究、第40巻第3号を参照されたい。